

【住宅借入金等特別控除】

1年目は、確定申告により控除を受けることができます。
確定申告には、次の書類が必要ですので準備をしてください。

確定申告に必要な添付書類

1. 住宅借入金特別控除額の計算明細書
2. 源泉徴収票（給与所得者のみ）
3. 住民票の写し
4. 金融機関等の住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
5. 請負契約書又は売買契約書
6. 家屋及び敷地の登記事項証明書

土地の所有者を父、家屋の所有者を子とした場合

住宅借入金等特別控除を受けられるのは、子のみで、父は対象にはなりません。

家屋の取得対価の額について

家屋と一体として取得した電気設備等の付属設備の対価を含みますが、登記費用及び家具の購入費用は含みません。

父が所有する家屋について、子が増改築をした場合

所有者が父のため、子については住宅借入金等特別控除の適用はできません。

借入金の償還金が、繰上返済等により、10年未満となった場合又は、完済した場合

繰上返済によ10年未満となった場合には、その返済した年から住宅借入金等控除の適用はできません。又、完済した場合にも同様に適用はありません。

家屋の所有者が仕事等のやむを得ない事情で住宅借入金等特別控除を適用した家屋に住むことができなくなった場合

一緒に住んでいた家族が引き続き住む場合は、その所有者が引き続き居住しているものとして適用対象となります。

転勤命令等により家族全員が転居する際に、住宅借入金等特別控除の再適用を受けるためには

「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」を家屋の所在地を所轄する税務署長に提出する必要があります。この届出書を提出した場合は、再居住をした年の翌年分について、確定申告が必要です。